

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 令和元年5月10日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員 森委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和元年5月10日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」2018年度の取組状況について  
いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態への対処について

3 審議案件

教委第1号議案 令和元年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第2号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第3号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第4号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について

教委第5号議案 訴訟等に関する教育長臨時代理について

4 その他

鯉淵教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。3月11日の会議録の署名者は間野委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、4月19日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

小椋教育次長

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間の報告事項はございません。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

○4/19 横浜市立学校人権教育推進協議会総会

##### (2) 報告事項

○「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」2018年度の取組状況について

○いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態への対処について

#### 3 その他

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、4月19日に横浜市立学校人権教育推進協議会総会が開催され、鯉淵教育長が出席いたしました。当日は、校長及び人権教育推進担当者約1,000名が参加しており、鯉淵教育長が「人権尊重の精神を基盤とする教育」の重要性についてお話をしています。

また、日本ウェルネススポーツ大学教授の近藤卓氏より「自尊感情が育つ学校づくり」というテーマで御講演をいただきました。講演では、ありのままの自分を受け入れる基本的自尊感情が大切なこと、そしてその基本的自尊感情を育むためには、大人が子供に寄り添うことが大切なことなどについて、大変分かりやすくお話ししていただきました。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点、御報告させていただきます。まず、「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」2018年度の取組状況について、次に、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態への対処について、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。御質問等がございますか。

特に御質問がなければ、「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」2018年度  
の取組状況について、所管課から報告いたします。

石田教育政策  
推進課担当課  
長

おはようございます。教育政策推進課担当課長の石田と申します。よろしくお  
願いいたします。

それでは、早速ではございますが、お手元でございます「横浜市立学校 教職員の  
働き方改革プラン」2018年度の取組状況につきまして、説明をさせていただき  
たいと思います。

教育委員会では、2018年3月に「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を  
策定いたしました。それに基づきまして、学校の御協力もいただきながら、各取  
組を進めております。特に2018年3月に導入いたしましたICカードによる退勤  
管理によりまして、年間を通じて教職員の勤務実態を客観的に把握することがで  
きるようになったということは非常に意義のあることだと考えております。勤務  
実態を踏まえて、これまでどおり教職員の働き方改革を今年度も進めてまいりた  
いと考えております。

それでは、プランに掲げました達成目標や各取組の進捗状況につきまして、昨  
年度の実績を報告させていただきます。

まず、指標①でございます。「時間外勤務月80時間超の教職員の割合」につ  
きましては、目標は0%ということでしたが、昨年度1年間の平均  
値といたしましては、15.2%ということになりました。学校種別に申し上げます  
と、小学校が8.1%、中学校が32.8%、特別支援学校が1.2%ということでご  
ざいます。年度初めや成績処理を行います9月、10月は時間外勤務が多くなり、長期  
休業となる7月、8月は時間外勤務が減少する傾向にございます。また、中学校  
はほかの学校種に比べまして、年間を通して時間外勤務が多い結果となりました。

続きまして、指標②について説明させていただきます。「19時までに退勤する  
教職員の割合」でございます。こちらの目標値は70%以上ということになってお  
ります。昨年度1年間の平均値は69.7%ということで、ほぼ目標値に近い数字と  
なっております。小学校は68.1%、中学校は69.0%、特別支援学校は87.6%とい  
うことになっております。こちら傾向としては指標①と似ておまして、年度  
初めや成績処理を行う9月、10月は19時までに退勤する教職員の割合が低くなる  
傾向がございましたが、長期休業中である8月は90%以上の教職員の方々が19時  
までに退勤することができたという報告になっております。

次のページを御覧ください。指標③の「健康リスク・負担感指数」でご  
ざいます。こちらは全国平均を100といたしまして、それ未満である100未満を目標値と  
して掲げております。昨年度の数値といたしましては、109ということで、全国平  
均よりも悪い数値となっております。一方、職場における同僚性を示す「周囲  
の支援」につきましては、100より低い数値、つまり全国平均よりもよい状況とな  
っております。

続きまして、指標④でございます。「年休取得日数」につきましては、目標値  
が全員の先生方に10日以上年休を取得していただくということでご  
ざいました。昨年度末、3月末の取得割合につきましては73.7%ということで、目標には  
達していません。約7割の教職員が年休10日以上を取得する結果とな  
っております。特に長期休業中である8月、また12月に年休取得日数が大きく伸びてお  
りますが、一方で課業中は年休取得日数が伸びていないという傾向が、こちらのグ

ラフからも読み取れるかと思えます。

続きまして、次のページを御覧ください。プランの中では4つの戦略と40の取組ということで、具体的な取組を並べております。今回は、その主だった取組につきまして、報告させていただきたいと思えます。

まず、「(1) ICT等を活用した業務改善支援」でございます。例えば、①の右側の実績を御覧いただきますと、「学校と家庭をつなぐ情報共有システム“Bridge”」につきまして、企業と協定を結び、この4月から試行導入を市内6校の御協力を得て行っております。

また、②の「学校に提出を求める文書の簡素化・調査依頼業務の見直し」等も大きな課題でございますので、そちらにつきましても今年度、検討を進めてまいりたいと思っております。

③は「電子申請システムの活用」でございます。こういったICTを活用した業務によって、先生方の御負担が少しでも減るように、引き続き進めてまいりたいと思っております。

続きまして、次のページ、4ページを御覧ください。「(2) 家庭と仕事の両立支援」でございます。こちらには教職員版のフレックスタイム制度の先行実施について、記載させていただいております。2019年度もアンケート調査などにより検討しまして、来年度の方針を検討していきたいと思っております。

次のページを御覧ください。続きまして、「戦略2 学校の業務の適正化、精査・精選」でございます。「(1) 学校業務の適正化」の①でございますとおり、小学校・中学校で留守番電話の勤務時間外の設定を進めていただいております。年々設置校が大幅に増加しております。2019年度も引き続き進めてまいりたいと思っております。

次のページを御覧ください。「(2) 学校業務の精査・精選」の①、②でございます。こちらに関しましては、学校でこれまで行っていた業務を外部に委託することによって、先生方の御負担が少しでも減るようにするということを目的にしたものでございます。また、③の市主催行事のあり方についても、今後、検討を進めてまいりたいと思っております。

次のページを御覧ください。「戦略3 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実」、「(1) 教職員配置の工夫、チーム体制の構築」でございます。こちらにつきましては、小学校の高学年における教科分担制の導入などについての検討ですとか、市費移管後の教職員の配置の工夫などについて記載させていただいております。

また、(2)の「① 職員室業務アシスタントの配置の拡充」につきましては、多くの学校で先生方をサポートする非常勤職員の方々を配置したことによって、先生方の業務の負担が少し軽減されたというお話を学校現場からも伺っております。

次のページを御覧ください。8ページ目でございます。こちらに関しましては、部活動ですとか、ICT支援員の派遣などにつきまして記載させていただいております。先生方の業務もでございますけれども、専門的な部分ですとか、外部の指導員の方々にお願いできることにつきましては、こういった方法があるということに記載させていただいております。

次のページを御覧ください。9ページでございます。「戦略4 教職員の人材育成・意識改革」でございます。「(1) 勤務実態の把握、マネジメントの推進」につきましては、冒頭も申し上げましたとおり、ICカードによる勤務実態の把握などを通じまして、客観的なデータの把握、それから、高校も今年の11月からICカードの退勤管理を導入予定でございますので、引き続ききちんと客観的な

データの把握に努めて、改善を考えていきたいと思っております。

最後の10ページを御覧ください。「(2) 意識啓発・研修」についてでございます。昨年も働き方改革に関する意識啓発ということで、民間企業の御協力も得まして、働き方改革フォーラムを開催したところでございますけれども、今年度も開催する予定でございます。こういった研修やフォーラムなどを通じまして、現場の先生方に具体的なイメージをわかせていただくですとか、先生方の意識改革につきましても支援していきたいと思っております。

担当課からの報告は以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御質問等はございますか。

中村委員

ありがとうございました。学校の工夫だけではなく、委員会の取組で着々と成果を上げているというのはとても喜ばしいことだと思う一方で、前にも申し上げたことがあるのですが、やはり教員の場合は持ち帰る部分が非常に多いので、7時までに退勤しているから働き方改革が進んでいるとも言えない部分があるのではないかと思います。早く退勤することによって、持ち帰りが増えているのではないかとということも危惧していて、時間だけでは済まない部分があるのではないかと思いますので、そのあたりも考慮していただければと思います。

それから、例えば教科分担制にしても、学校の中だけで進めると、負担軽減につながったり、あるいはいろいろな教員の子供たちを見るということにはつながりますが、自分の持ちコマ数自体は減りません。ですが、先ほど御説明があったように、非常勤をつけていただけることで、そういう教員自身の負担軽減につながってくるという部分はあります。ですから、例えば年休取得についても、フレックスタイム制度の導入にしても、それを推進するためには、やはり推進できるだけの体制を整えていくということがとても大事なことだと思います。クラスの子供がいると休みにくいというのは現実だと思いますから、長期休業中に年休を多く取得するということになると思います。ですから、いろいろな制度を進めていく上での体制づくりということも今後、ぜひ進めていただきたいと思えます。以上です。

鯉淵教育長

御意見ということで承ります。  
ほかによろしいでしょうか。

大場委員

私も質問ということではなくて、意見というか感想なのですが、2018年3月から実質丸2年、改革プランに取り組んできて、全校とさまざまなキャッチボールをしながらやってきていただいたのはすごいことだと思います。今日頂いたものを学校にも配るのか分かりませんが、なかなか個々の教員は忙しくて、全部を読みこなすのは現実に難しいと思うので、この1年間の改革プランの取組によって、ここが一番大きく変わったということをもう少しくまくアピールできる形も考えてみてはどうかと思います。それは冒頭の4行に集約されるのではないかと気がしますが、これからは各学校で改革プランを自分たちで実践していこうという気持ちになるには、1年間でここが特に大きく動いたところを自己認識していただく必要があるだろうと思います。ぜひそんな点も、今後の取組の中で考えてほしいと思います。以上です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

森委員

御報告をありがとうございます。学校が担う仕事ですとか、社会や保護者から皆さんに期待されている部分も増えてきている一方で、こういった働き方改革プランを確実に実行していくということは、簡単なことではないと思いますけれども、引き続きこの目標値に向けて、抜本的にやらなければいけないこともたくさんあるのではないかとということも、この報告を読みながら改めて思いました。

一つ質問というよりは確認かもしれませんが、1ページ目の指標①と②で、指標②の19時までに退勤する教職員の割合で、中学校が69%ということで、小学校より実は多いということがこのグラフからも読み取れました。にもかかわらず、指標①の時間外勤務の月80時間超えの教職員の割合について、4月、5月の中学校においては、ほぼ4割の方が月80時間を超えて時間外勤務をされているということです。ということは、中学校の場合は土日のどちらかの勤務が多いということが推測されますし、これが部活動に当たるのではないかとということも想像できますが、そういうことでしょうかというのがまず一つ確認でございます。

石田教育政策  
推進課担当課  
長

御質問をありがとうございます。おっしゃるように、指標①に関しましては、土日も含めた数字を出しておりますので、指標②につきましては、勤務日というか、平日の時間が対象でございますので、森委員のおっしゃったように、土日の差が大きいことはデータ上分かるものでございます。

一方で、時間外勤務の理由につきまして集計しておりませんので、明示的に現段階で何が直接的な原因なのかということは、このデータ上、申し上げることが難しい状況でございます。

森委員

ありがとうございます。昨年度を通してデータで見えてきたことがたくさんあると思いますので、実際になぜなのかということ今年度はしっかりと聞いていけたらと思います。部活動は土日のどちらか1日と、平日も必ず1日は休みを取ることが8ページにも書いてありましたが、これをしっかりと進めることで、指標①の、中学校の80時間超えの教職員の割合がさらに減っていくことを来年度のこのタイミングでは期待していきたいと思いました。

あともう一つ、2ページ目の年休取得日数でございますが、ここにしっかりと書いていただいているとおり、授業中は年休取得数が伸びていませんということでした。子育て中であつたりとか、介護をされている職員の方も今後はさらに増えていったりですとか、御自身の病気も含めて、取得の必要な方が増えていくと思えますし、取りやすい環境を整えないと、働きたいと思う若い教職員の方々もさらに減ってってしまうと思いますので、授業中の年休取得日数もぜひ指標としてしっかりと取りながら、ここを伸ばしていけるような体制を委員会で考えていきたいと思いました。お願いします。

鯉淵教育長

ほかに何かございますか。

宮内委員

そもそも我が国は、かつては教育立国といわれましたが、今、OECD34カ国の中で、教育分野に対する公的支出は、GDP比でいきますと、最下位でずっと低迷しています。これは由々しき問題なのです。そういうことについて僕ら教育委員会や地方自治体として文句を言わないことは問題だと思います。つまり、まずこういう働き方改革をやり、また自分たちのマインドセットを変える。夜遅くまでやっていることが子供たちのためになるのではなくて、リフレッシュもし、頭をすっきりしながら、細かいところまで目が届くようにする。この入り口のことをまず絶対にやらなければいけない。

特に小学校の場合、絶対的な員数不足です。ですから、産休もまともに取れない。発達障害児童対応もできないのに、体制ができていないのに、インクルーシブ教育だけ言う。僕は同じことばかり言っていますけれども、これは惨たんたる無責任体質です。それに対して、横浜市教育委員会としてはもっと中央に対して問題点を指摘していくべきではないかと常々考えています。ここ数年間、全国の公立小中学校採用試験の倍率は低下しています。これは教職のイメージが悪過ぎることもあります。そういうことに対して各自治体も行政も余り真剣に考えていないから、教職に就職すると余りいい思いができないというような空気が学生たちの中にまん延しているとしたら、えらいことと思います。

私は横浜市が率先してやっている働き方改革プランというのは非常にいいことだと思っております。これはオールマイティーではなく、先ほど中村さんがおっしゃったように、そういう切り口でまずみんな考えてみることです。でも根源的な問題はいろいろとあり、ぜひ現場にも根源的な問題に議論をシフトするように、事務局としてリードしていただきたいというお願いであります。

鯉淵教育長

一応、標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）で教職員の基本的な定数は決められておりますが、それについては毎年要望を出しています。宮内委員の意も含めて、今後も対応を検討してまいります。ほかに何かございますか。

間野委員

時間については大体目標も明確になってきています。30年度からICカードを導入し、データを取り始めたので、前年との比較は厳密にできていないと思いますが、これから2年目に入りますので、そのあたりは対前年比を見ながら、毎月減っているか増えているかということをしっかりコントロールしてほしいと思います。

それから、2ページの「指標③ 健康リスク・負担感指数」は、要は質の問題がほとんど改善できていませんし、むしろ総合リスクは悪化しています。統計的に有意かどうかは別としても、そのように見えるわけです。ですから、やはり量だけではなくて、量の問題と併せて、実際に教員が本当にどう負担に感じているのかという、その質の問題にも2年目からは切り込んでいく必要があるのではないかと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかに何か御意見はございますか。

森委員

これはコメントです。3ページ目の「学校と家庭をつなぐ情報共有システム“Bridge”」が試行導入に向けて準備ということで、先生方の働き方改革もそうですが、保護者の皆さんとしても電子媒体で情報が得られることはとてもありがたいことだと思いますので、ぜひ引き続きスピーディーに、さらに導入校が増えていくことを期待しています。

鯉淵教育長

ありがとうございます。

ほかに御質問がなければ、次のいじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態への対処について、所管課から報告いたします。

前田人権健康  
教育部長

人権健康教育部の前田でございます。いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態につきまして、新たに1件の調査を始めますので、御報告申し上げます。



ます。詳細は所管の兵頭課長より申し上げます。

兵頭人権教育・児童生徒課担当課長

人権教育・児童生徒課担当課長の兵頭でございます。いじめ重大事態の調査主体を今回決定し、調査を始めますので、報告いたします。

調査主体の決定ですが、教育長委任事務といたしまして、1件の調査主体を決定いたしました。本件は事案の特性などを踏まえまして、第三者機関により調査を行うことが適切だと判断いたしまして、教育委員会の附属機関であります横浜市いじめ問題専門委員会に諮問し、調査を開始いたします。

次に、いじめ重大事態対処のための調査件数でございますが、今回、新たに調査を開始するのは小学校の案件です。現在、重大事態の調査中の件数としては、これで9件となります。説明は以上です。

鯉淵教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございますか。

それでは、次に、議事日程に従いまして、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第3号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」、教委第4号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」は人事案件のため、教委第5号議案「訴訟等に関する教育長臨時代理について」は訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第3号議案から教委第5号議案は、非公開といたします。

議事日程に従い、教委第1号議案「令和元年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、所管課から説明いたします。

直井学校教育企画部長

おはようございます。学校教育企画部の直井でございます。今ありました、教委第1号議案「令和元年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、よろしくお願いたします。

左上とじの議案を1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。提案理由でございます。教科用図書取扱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されています。令和元年度における横浜市の教科書採択に当たり、採択の手續の基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案するものでございます。

詳細につきましては、所管の小中学校企画課長より説明させていただきます。

石川小中学校企画課長

小中学校企画課長の石川でございます。私から提案させていただきます。

3ページを御覧いただきます。令和元年度横浜市教科書採択の基本方針についてでございます。以下、読み上げて提案とさせていただきます。

前文。

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和元年度横浜市

教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

#### 1、教科書の採択について。

(1) 令和元年度は、次の教科書を採択する。

ア、義務教育学校前期課程を含む小学校（以下「小学校」という。）において令和2年度から令和5年度に使用する教科書。

イ、義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和2年度に使用する教科書（「特別の教科道徳」の教科書を除く。）。

ウ、高等学校において令和2年度に使用する教科書。

エ、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和2年度に使用する教科書。

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

おめくりください。4ページに参ります。

#### 2、採択の基本原則。

(1) 公正かつ適正な手続き。

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究。

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保。

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施。

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。

#### 3、採択の観点。

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性の有無にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

次の5ページでございます。おめくりください。

高等学校。

(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級。

(5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4、採択の流れ。

(1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。

(2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。

(3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5、調査研究について。

(1) 小学校において使用する教科書。

ア、教科書。

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本等により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ、学習実態。

審議会は、小学校の児童の学習実態について十分に調査研究を行う。

おめくりください。6ページでございます。

(2) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書。

ア、教科書。

新たに文部科学省の検定を経たものがないため、新たな調査は行わず、平成27年度採択時の資料を審議資料とする。

イ、学習実態。

審議会は、中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の生徒の学習実態について十分に調査研究を行う。

(3) 高等学校用教科書。

ア、教科書。

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ、学習実態。

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(4) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書。

ア、教科書。

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び「平成32年度使用一般図書一覧」に登載された一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ、学習実態。

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6、その他。

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

基本方針は以上でございますが、1枚おめくりいただきまして、7ページでございます。今お話ししました「令和元年度横浜市教科書採択の基本方針」において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮問するにあたり、今年度採択する教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については、次のとおりとする。

調査項目。

採択の観点(1)は、関係法令についてのものでございます。

①教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。

②学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。

③学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。

採択の観点(2)は、横浜教育ビジョン2030及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領についてのものです。

①主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。

②小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。

③学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。

④「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。

⑤持続可能な開発目標(SDGs)の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。

⑥横浜の歴史や、伝統文化を理解したり、地域の魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。

採択の観点(3)は、体裁等でございます。

①児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性の有無にかかわらず読みやすい工夫がある。

②デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。

以上でございます。よろしく申し上げます。

鯉渕教育長	所管課からの説明が終了しましたが、何か御質問・御意見等はございますか。
森委員	御説明をありがとうございます。最後のページの調査項目ですが、今までとの大きな違いはどこなのか、大きなところで構いませんので、ピックアップして分かりやすく説明していただけますでしょうか。
石川小中学校 企画課長	<p>一番大きなことは学習指導要領が改訂されたことございまして、小学校の学習指導要領は来年度から全面実施になります。それに合わせての教科書採択でございますので、例えば「主体的に考え」だとか、「主体的・対話的で深い学び」と言われている、国の大事にされている学習について重視する、例えば①でございます。基本的には「横浜教育ビジョン」も流れをくんでいいるのですが、横浜教育ビジョンもそれに合わせて2030に変わっておりますので、それに即して作っております。</p> <p>あとは現代的な課題に応じたものとして、例えば採択の観点（2）の⑤「持続可能な開発目標の達成など」というような、新たな教育課題についても入れております。以上でございます。</p> <p>すみません、あと採択の観点（3）のところで、②に「デジタル教材への活用の工夫」がございます。それから、「障害その他の特性の有無にかかわらず読みやすい工夫がある」ということについても強調して付けております。以上です。</p>
鯉渕教育長	ほかにいかがでしょうか。
宮内委員	採択の観点（2）の⑥について違和感があるのですが、「横浜の歴史や、伝統文化を理解したり、地域の魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある」と書いてあります。横浜の地域のことを学ぶということは非常に重要で、その観点から横浜市として副読本を作成しております。しかし、教科書会社というのは津々浦々を意識し、また世界を意識し作られているわけでありますが、そこで横浜という一つの都市の名前を観点の中に強調し過ぎますと、例えば表紙に横浜の港が載っているとか、横浜の開港の歴史を国語のストーリーとして載せているところに我々が引きずられてしまわないようにないようすすべきです。そういうばかなことはないと思いますが、私は横浜というのは入れずに、一般、普遍的な議論として捉えるように、「地域の歴史や、伝統」としたほうがいいのではないかと思います。
鯉渕教育長	よろしいですか。そのことについて、どなたか御意見はありますか。
森委員	私も読みながら、「横浜教育ビジョン2030」にも入っているSDG s のこととも関連してくるポイントなのではないかと思いました。自分たちが住んでいる地域には、いろいろな可能性も課題も両方あって、それを自分事としてつなぎ合わせながら知ったり、理解したり、発見していくということがこれからはとても大事になっていきます。そういった人材が育っていくことがとても大事だと考えると、横浜の歴史というよりは、自分たちの住んでいる「地域の歴史、伝統文化や魅力を発見したり」のほうが私もずっと入ってくるのではないかと読みました。そうすると、地域が2回続いてしまうので、「地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり」とか、そのようにしていくのはどうかなと思いました。

鯉渕教育長	ほかにこの関係で御意見のある方はいらっしゃいますか。
中村委員	横浜に限らず、今、森さんのお話にもあったように、自分が住んでいるところを大事に思っしてほしい、愛着を感じてほしいという思いがあるので、正直、私は余り違和感を覚えませんでした。横浜に住んでいて、私も横浜市が大好きですし、良いところも悪いところも含めて、やはり横浜市民ということが自分ではないなと思っるところがあります。ですから、横浜市なので「横浜の歴史や、伝統文化」というところには、正直、違和感はないのですが、もしそれが教科書の採択に当たって、先ほど宮内委員が言われたように、横浜が載っていればいい教科書というような採択につながることが危惧されるのであれば、「地域」と変えるほうが公平性や透明性というところではいいのかなという印象を持ちました。
間野委員	採択の観点(2)は、そもそも「横浜教育ビジョン2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」ということが書かれていますので、多分「横浜教育ビジョン2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」が全体に横浜ということが入っているのだらうと思います。そう考えると、ここで改めてまた横浜と繰り返すのはくどい気もいたしますので、私も「地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり」というほうが適切ではないかと思っます。
鯉渕教育長	事務方から。
直井学校教育企画部長	ありがとうございます。今の御意見、森委員に読んでいただいたように、「横浜」を「地域」ということだと、その後の「地域」で地域、地域となるので、そこを「その」というような形に変えるようにします。意味としては同様のことかと思っますが、決めていただければそのような形で進めていきたいと思っます。
鯉渕教育長	よろしいでしょうか。
石川小中学校企画課長	一度、今の文案を確認させていただいてよろしいですか。森委員がおっしゃった「地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある」ということでよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
石川小中学校企画課長	ありがとうございました。
直井学校教育企画部長	そのように直させていただきます。
鯉渕教育長	ほかに基本方針のことにつきまして、御意見・御質問等はございますか。

大場委員

別のところで、一つは質問と、一つは私も気になる箇所なので、修正が可能かどうかと感じたことです。最初の3ページの「1 教科書の採択について」の(3)で、採択が終了した後にこれらの事由が出た場合の対応が記載されています。最近の横浜でこういう事例というのは、古くまで言わなくて結構ですけども、ありやなしやということだけ後で確認したいというのが一点です。

それからもう一つは、5ページの上から2つ目の(5)特別支援学校等の記述で、「一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うため」という表現になっています。これは私も何も違和感はありませんが、これと比べて最後の調査項目の採択の観点(3)の①が「障害その他の特性の有無にかかわらず読みやすい工夫がある」となっています。たしか去年、道徳の教科書で、私なりにはユニバーサルデザインに欠けているという会社が1社あったと申し上げました。そういう意味で、ここがこういう表現になっているのはいいのですが、「障害その他の特性の有無」の「有無」という言葉が、先ほどの3ページのところは「障害の状態に応じた指導を行う」でここは指導ですけども、あえて「有無」という言葉を使わなければいけないものなのかなということが、私は違和感を覚えます。誰しも障害を持っているわけで、それぞれの障害に応じた対応ができる教科書であってほしいという思いがあり、これは今、この場で拝見していて気になったので、提案というか質問をさせていただきました。

あとは、4ページの採択の基本原則で、いろいろなお話がまたあちこちから飛び交ってくる案件だろうと思いますが、とにかくここに書いてある公正かつ適正な手続と、調査研究と、静ひつな環境の確保、開かれた採択の実施、この4原則をきちんと我々も認識して取り組んでいかなければいけないということを改めて思いました。これは意見だけです。以上でございます。

鯉淵教育長

最初に質問のほうから答えていただけますか。

直井学校教育  
企画部長

はい。まず1点目の3ページの一番下の(3)「発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合」ということですが、適切な表現ではないかもしれませんが、発行者が倒産してしまって、発行がなされないというような場合のことを想定しています。現時点ではございません。

それから、2点目の障害の部分ですが、5ページの上から2つ目の(5)については、意味合いとしては、子供一人ひとりの障害の状態に応じた、教科の学習内容的な部分で記載させていただいている部分と、7ページの調査項目の採択の観点(3)につきまちは体裁ということで、皆さんも御存じのように、読みづらかったりするような特性がある子供たちもいますし、大場委員からもありましたけれども、見やすさ等についての工夫をしている教科書もあるということで、体裁の部分と内容の部分で違いがあります。ただ、「有無」という言葉をここに表記するかどうかということについては、もしないほうが配慮があるような表現ということであれば、「障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある」でもよろしいのではないかと考えます。

鯉淵教育長

どうですか。

大場委員

皆さんのお考えで。

鯉淵教育長

それでは、「有無」を取るということで、確認をしていただけますか。

石川小中学校 企画課長	読ませていただきます。「児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある」でよろしいでしょうか。
直井学校教育 企画部長	「の有無」を取っています。
石川小中学校 企画課長	「特性に」になります。「特性にかかわらず」、「の」ではなくて「に」で、「特性にかかわらず」。
鯉渕教育長	ほかに何か御意見は。
間野委員	4ページの「2 採択の基本原則」の「(4) 開かれた採択の実施」で、これまで私たちも教科書採択のときに、なるべく開かれるように努めてきて、音声による中継から映像に変えてきたり、いろいろなことを少しずつ段階的にやってきていると思いますので、最後の文章の「開かれた採択に努める」を「より開かれた」というように、前回よりもなるべく少しでも開かれていくような原則にしたらどうかと思います。一気にというのはなかなかできることとできないことがあるのですが、我々教育委員会でもいつもそういうことを議論して、なるべく開いていこうということを努めていますので、その一言をこの機会に入れていくというのはどうかと思いました。
直井学校教育 企画部長	より努めさせていただきたいと思います。
鯉渕教育長	ほかにいかがでしょうか。
宮内委員	採択の観点2の⑤「持続可能な開発目標（SDGs）」についてですが、SDGsということは世界的な課題を解決しようという、非常に分かりやすい切り口でいい概念ですが、一般には余り知られていないのではないかと思います。枕言葉で、例えば「国連にて決議された」とか、修飾したほうが分かりやすいのではないかと。これは感想です。
直井学校教育 企画部長	認知度的な問題がどの程度なのかわからない部分はあるのですが、自分たちとしてはESDという教育に関わるころからSDGsというもっと広い意味をとということで、それは教科書採択だけにとどまらず、ビジョン等でもうたっていることで、特に持続可能とエビデンスに基づいたというのが今の横浜の中心的な考え方だと思っています。ですから、自分たちとしては「持続可能な開発目標（SDGs）」というのは、かなり広まりつつあり、入れなくても大丈夫なのではないかとは思っているのですけれども、皆様の中でより市民の方等も含めて分かりやすいというようなご判断があれば、入れても差し支えないかとは思っています。事務方としては、このままでもいいかなと。
宮内委員	私は断言するデータを持っているわけではありませんので、そのようなお考えとかご判断ならば、特に口角泡を飛ばす気はございません。



直井学校教育 企画部長	ここにやはり「国際連合」等の言葉をとということであれば、例えば、下に米印の形でSDGsの注を入れるとか、そういう形で分かりやすくということはあるかと思えます。そのような形でよろしいでしょうか。
宮内委員	私は、今申し上げたとおりで、より分かりやすくというだけです。そういうことをしていただくと私はうれしいです。ほかの方がどう思われるか。
直井学校教育 企画部長	では、うなずいていらっしゃる方も。それでは、米印をつけて、注を入れるという形にさせていただきたいと思えます。
鯉淵教育長	ほかにはよろしいでしょうか。 それでは、先ほど一部修正が入りましたので、前から言いますと、4ページの2の(4)では「より」が入ったということと、採択の観点(2)の⑤ではSDGsについて注を入れるということと、⑥の「横浜」を「地域」にするのと、採択の観点(3)の①の障害のところですが、「障害その他の特性にかかわらず」とし、「の有無」の3文字をなくすということによろしいでしょうか。
森委員	「障害の有無」については、もう一カ所同じ文言が、4ページの「採択の観点」の(3)番にあります。
鯉淵教育長	同じですね。ありがとうございました。 若干のそうした字句の修正をさせていただくという前提に基づきまして、教委第1号議案については、承認いただくということによろしいですか。
各委員	<了 承>
鯉淵教育長	それでは、そのように取り扱わせていただきます。 次に、教委第2号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、所管課から説明いたします。
直井学校教育 企画部長	引き続きよろしくお願いたします。学校教育企画部の直井でございます。教委第2号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、今、御審議いただきました基本方針に載っているものでございます。 1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。提案理由でございます。義務教育学校前期課程を含む小学校において令和2年度から令和5年度に使用する教科書、義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和2年度に使用する教科書(「特別の教科道徳」の教科書を除く。)、高等学校において令和2年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和2年度に使用する教科書の採択に当たり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案するものでございます。 引き続き詳細については、所管課長より説明させていただきます。
石川小中学校 企画課長	小中学校企画課の石川でございます。引き続きよろしくお願いたします。 3ページを御覧ください。これが横浜市教科書取扱審議会への横浜市立学校の

教科書の取扱いについての諮問案でございます。読み上げさせていただきます。

次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

1、義務教育学校前期課程を含む小学校（以下「小学校」という。）において令和2年度から令和5年度に使用する教科書。

2、義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和2年度に使用する教科書（「特別の教科道徳」の教科書を除く。）。

3、高等学校において令和2年度に使用する教科書。

4、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和2年度に使用する教科書。

おめくりください。4ページでございます。

理由。教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「令和元年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

ここから先は、先ほどの基本方針に書かれたものと同じです。2番、3番、4番については省略させていただきます。

5ページの5番でございます。基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。

6、基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。

以上でございます。よろしく申し上げます。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問等はございますか。

特に御質問・御意見等がなければ、教委第2号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了しました。事務局から報告をお願いします。

齊藤総務課長

4月25日に1団体から非公開審議の会議録記載を求める要望書が、5月7日に教科書採択手続きおよびその運用に関する要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をお願いいたします。

次回の教育委員会臨時会は、5月24日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、6月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。以上です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は5月24日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は6月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第3号議案 「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」  
(原案のとおり承認)

教委第4号議案 「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」  
(原案のとおり承認)

教委第5号議案 「訴訟等に関する教育長臨時代理について」  
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時43分]